

## 公益社団法人全日本病院協会会費取扱い規程

平成25年4月1日 制定

第1条 この規程は、公益社団法人全日本病院協会（以下「本協会」という。）定款第7条の規定に基づく、正会員、準会員及び賛助会員が本協会に納付する会費の額について定めることを目的とする。

第2条 本協会の会費は、次のとおりとする。

- (1)正会員 年額 96,000円 月額8,000円
- (2)準会員 年額 48,000円 月額4,000円
- (3)賛助会員 1口 100,000円

第3条 会費算定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

- 2 年度の途中で正会員及び準会員となった場合の会費は、月額で納入することとし、入会が承認された日の属する月から年度末までの月数に応じて負担することとする。
- 3 正会員が代表者の変更による退会及び入会手続きを行い、その時点で退会する者が当該年度の会費を納付している場合は、退会した月以降の会費を入会者の会費に充当することができる。

第4条 会費の納期は、毎年9月末日とする。

- 2 会費の納付は、原則として預金口座振替により行うものとする。

第5条 会員の経営する病院が火災、風水害及び地震等により甚大な被害を蒙ったときは、理事会の決議を経て、会費を減免することができる。

第6条 第2条に定める会費は、その50%以上を公益目的事業に充当するものとする。

第7条 この規程の改廃は総会の議を経て行うものとする。

### 附則

- 1. この規程は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。